

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所の指定について (案)

<指定申請事業者情報>

指定を受けようとする 地域密着型サービスの種類		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
申請者	名称	株式会社 はあとふるあたご
	主たる事務所の所在地	新潟市中央区下大川前通四ノ町2186番地
	代表者の職名・氏名	代表取締役 <small>やなぎさわ としろう</small> 柳澤 敏郎
事業所	名称	はあとふるあたご小規模多機能ホームゆたか
	所在地	東区豊2丁目7番44号
	管理者	<small>やまぐち あやか</small> 山口 綾香
	定員	登録定員：29人 通いの定員：18人 宿泊の定員：9人
	通常の事業の実施地域	東区

<事業者指定を行う方針>

指定 (案)	上記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
提案理由	第7期新潟市介護保険事業計画に定められた地域密着型サービスの整備目標を踏まえて、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の適正なサービス量を確保するため。
指定の根拠	(1) 地域密着型 (介護予防) サービス事業者の指定は、地域密着型 (介護予防) サービス事業を行う者の申請により、地域密着型 (介護予防) サービスの種類及び地域密着型 (介護予防) サービス事業を行う事業所ごとに行う。 (介護保険法 (以下「法」という。) 第78条の2第1項及び第115条の12第1項) (2) 指定を行うにあたり、法及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」並びに「新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」 (以下「基準条例」という。) により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 (法第78条の4第1項及び第2項、基準条例第89号、第93号)
指定予定年月日	令和3年5月1日

<指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等>

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数		
	① 介護従業者		
	ア 1以上の者は、常勤であること。	介護従業者12人中10人が常勤である。	○
	イ 1以上の者は、看護師又は准看護師であること。	看護師を1人配置している。	○
	ウ 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに、1以上を配置すること。(3:1)	日中の生活時間帯に、常勤換算方法で3:1.82の配置である。	○
	エ 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜勤者1名と宿直者1名の2名が確保されていること。	夜間及び深夜の時間帯に、各1人ずつの介護従業者が確保されている。	○
	オ 採用後1年を経過した者は、医療・福祉関係の資格保有者又は認知症介護基礎研修修了者等であること。(R6.3.31までは努力義務)	介護従業者12人中9人は医療・福祉関係の資格保有者等であり、1人は認知症介護基礎研修修了者、残り2人は採用後1年未満である。	○
	② 介護支援専門員		
	厚生労働大臣が定める研修(認知症介護実践研修等及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)を修了している者であること。	認知症介護実践研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者である。	○
	(2) 管理者		
① 常勤であり、かつ、原則として専ら管理職務に従事する者であること(ただし、管理業務に支障がない場合は兼務可。)	常勤で介護従業者を兼務する者である。	○	
② 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。	老人デイサービスセンター及び小規模多機能型居宅介護事業所で12年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者である。	○	
③ 厚生労働大臣が定める研修(認知症介護実践研修等及び認知症対応型サービス事業管理者研修等)を修了している者であること。	認知症介護実践研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者である。	○	
(3) 代表者			
① 以下のいずれかの経験を有していること。			

		ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であること。		
		イ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であること。	福祉サービスの経営に携わった経験を5年以上有する者である。	○
		② 厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者であること。	認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者である。	○
設備に関する基準	2 (1) 設備及び備品等			
		① 登録定員は、29人以下であること。	登録定員は29人である。	○
		② 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えてあること。	食堂、台所、宿泊室など利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び非常災害に際して必要な設備が設けられている。	○
		③ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。通いの定員が16人以上の場合は1人当たり3㎡以上を確保すること。	通い定員18人に対して、57.46㎡を確保している。	○
		④ 宿泊室		
		ア 一の宿泊室の定員は、1人であること。	定員1人の宿泊室を9室有している。	○
		イ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上であること。	実測により宿泊室の床面積は、8.53～8.85㎡である。	○
		ウ 個室(上記のア及びイを満たす宿泊室)以外の宿泊室を設ける場合は、プライバシーが確保されたものであること。		
		⑤ 事業所の立地については、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。	事業所は住宅地の中にあることを確認した。	○
	運営に関する基準	3 (1) 運営規程		
次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。				
		① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑨及び⑩の項目が規定されていることを確認した。(⑩は経過措置期間)	○
		② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
		③ 営業日及び営業時間		
		④ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員		
		⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額		
		⑥ 通常の事業の実施地域		
	⑦ サービスの利用に当たっての留意事項			

	⑧ 緊急時等における対応方法		
	⑨ 非常災害対策		
	⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 (R6.3.31 まで経過措置期間)		
	⑪ その他運営に関する重要事項		
(2)	勤務体制の確保等 従業者の勤務の体制を定めてあること。	従業者の勤務体制及び雇用について、勤務形態一覧表等により確認した。	○
(3)	協力医療機関等		
	① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあること。	「桑名病院」との協力体制が整備されていることを書面で確認した。	○
	② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。(努力義務のため無くても可)	「くまくら歯科・歯科口腔外科」との協力体制が整備されていることを書面で確認した。	○
	③ サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援の体制を整えておくこと。	「特別養護老人ホーム新潟東愛宕の園」との緊急時等における連携及び支援の体制が整備されていることを書面で確認した。	○
(4)	地域との連携等 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置してあること。	運営推進会議の構成員は、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、当該事業について知見を有する者が決定している。 利用者とその家族については、持ち回りで出席予定。	○
(5)	掲 示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	入口付近に運営規程の概要、勤務体制及び重要事項が掲示されている。	○
(6)	苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。	利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を当該事業所内に設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されている。	○
(7)	事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。	損害賠償保険に加入していることを確認した。	○

次のいずれかに該当するときは指定をしてはならない。

(法第78条の2第4項及び第115条の12第2項、基準条例)

<p>(1) 法人でない</p> <p>(2) 人員基準が未達</p> <p>(3) 設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められる</p> <p>(4) 事業所が市町村の区域外にあり、その市町村長の同意を得ていない</p> <p>(5) 禁固以上の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで</p> <p>(6) 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで</p> <p>(7) 労働法規により罰金の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで</p> <p>(8) 社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している</p> <p>(9) 指定取消要件（第78条の10もしくは第115条の19）の(2)～(5)以外により指定を取消され、5年を経過していない（組織的関与が認められない場合を除く）</p> <p>(10) 申請者と密接な関係を有する者が、法78条の10（もしくは第115条の19）(2)～(5)以外の指定取消要件により指定を取消され、5年を経過していない（組織的関与が認められない場合を除く）</p> <p>(11) 指定取消要件(2)～(5)以外による取消処分の通知日から処分日等までの間に事業廃止の届出または指定の辞退を行い、5年を経過していない</p> <p>(12) (11)の期間内に、事業の廃止の届出等があった場合、(11)の処分の通知日前60日以内に役員等であり、廃止の届出等から、5年を経過していない</p> <p>(13) 申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした</p> <p>(14) 役員等のうち、次に該当する者がある</p> <p>①禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある</p> <p>②前記(6)～(8)、(12)または(13)に該当</p> <p>③第78条の10(2)～(5)以外で指定取消となった法人（または前記(11)の法人）の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日（または届出・辞退の日）から5年を経過していない</p> <p>④第115条の19(2)～(5)以外で指定取消となった法人（または前記(11)の法人）の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日（または届出の日）から5年を経過していない</p>	<p>申請者及び法人の役員（事業所の管理者を含む。）が、法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しない者であることを書面により誓約している。</p>	<p>○</p>
--	--	----------